

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認北海道地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	52 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	49 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	23 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	14 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から61年3月まで

私は、昭和56年11月頃、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。私の保険料の納付記録は、昭和61年度からとなっているが、保存してある申立期間の所得税確定申告書(控)には、社会保険料控除額の中に国民年金保険料が記載されている。

私は、所得税確定申告の際には、税務署に国民年金保険料の領収書を持参し、署員に確認してもらって確定申告書を作成しているので、申立期間の保険料は納付しているはずである。

申立期間は、納付記録のある昭和61年度以降で仕事や生活などに変化が無く、毎年、国民年金保険料の納付書が送られてきたので銀行の窓口で納付しており、保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料として所得税確定申告書(控)を提出し、当該申告書に記載された社会保険料控除額の中に国民年金保険料が含まれているので、申立期間の保険料を納付したはずであると主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者加入状況調査により、昭和61年11月頃に払い出されたものと推測されることから、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間のうち、59年10月から61年3月までの保険料については、過年度納付することが可能であった。

また、申立人の所持する昭和61年分所得税確定申告書(控)には、社会保険料控除額として、28万7,250円と記載されており、推認される国民健康保

保険料 11 万 4,390 円を控除した残額の 17 万 2,860 円が国民年金保険料と推測され、そのうち、61 年中に納付した現年度保険料が 6 万 3,900 円と確認でき、差額の 10 万 8,960 円は、納付可能な 59 年 10 月から 61 年 3 月までの過年度保険料と推認され、その保険料額 11 万 8,200 円は上記の差額とほぼ一致することから、申立人は、加入手続をした際に、納付可能な過年度保険料を納付していたものと考えられる。

しかしながら、申立人の所持する昭和 59 年分及び 60 年分の所得税確定申告書（控）によると、59 年分に国民年金保険料として 7 万 8,270 円、60 年分と同じく 8 万 5,680 円と記載されているところ、i) 当該金額は、申立人の 59 年及び 60 年の保険料額と異なっており、いずれも付加年金保険料が含まれた金額であると考えられるが、申立人に付加年金に加入していた形跡は見当たらないこと、ii) 申立人が所持する確定申告書（控）には管轄税務署の収受印も無く、当時、確定申告に際し、国民年金保険料の領収証書の提示等は義務付けられていなかったことから、当該確定申告書記載の保険料を 59 年及び 60 年に納付していたものとするのは困難である。

さらに、申立人が所持する年金手帳は、昭和 59 年 4 月に設置された A 社会保険事務所（当時）から発行されており、同事務所で 56 年 11 月頃に加入手続を行ったとする申立内容に不自然さがみられる。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 61 年 11 月の時点では、申立期間のうち、57 年 1 月から 59 年 9 月までの国民年金保険料は時効により納付できない上、申立人に別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から47年3月までの期間及び47年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年3月から47年3月まで  
② 昭和47年11月

申立期間①について、私が20歳になった時、A業を営んでいた私の父親が、B市役所C出張所で国民年金の加入手続きを行ってくれ、その後、国民年金保険料については、C金融機関か郵便局の父親名義の口座から預貯金を引き出し、父親、母親、兄、兄嫁と自身の合計5人分を一括で、父親が納付していた。

家族は皆、当該期間の国民年金保険料が納付済みとなっているのに、私だけが未納とされていることに納得できない。

また、申立期間②については、厚生年金保険被保険者期間であるとして、納付した国民年金保険料を還付されたが、行政が行うことで間違いはないものと思い受領した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について保険料の未納が無い。

また、申立期間①について、申立人は、申立人の父親が家族全員の国民年金保険料を納付していたとしているところ、i) 申立人の兄については、自身の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される昭和43年3月から20歳到達の翌月まで遡って保険料を納付しており、20歳到達月の1か月を除く国民年金加入期間の保険料を全て納付していること、ii) 45年12月に婚姻したその兄嫁については、46年1月から同年12月までの保険料を申立人の父親、母親及び兄と同日に前納していることが、年金手帳の検認印の日付から確認でき

ること、iii) 申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとするその父親は、その妻と共に、国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、60 歳になるまでの国民年金保険料を全て納付していること等から、申立人の父親の保険料納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入被保険者の資格取得年月日から、昭和 47 年 4 月頃に払い出されたものと推認でき、その時点で申立期間①の国民年金保険料については過年度納付することが可能である。

加えて、申立人の所持する年金手帳及びB市の被保険者名簿においては、i) 申立人の生年月日を昭和 25 年\*月\*日とすべきところ、当該日付が同年\*月\*日と記載されていること、ii) 20 歳到達に伴う国民年金資格取得年月日については、45 年\*月\*日とすべきところを、同年\*月\*日と記載していること、iii) 申立人に係るオンライン記録及びB市の被保険者名簿において、申立期間は未納とされているところ、同名簿（書換後）の納付記録欄には、昭和 45 年度及び 46 年度において納付月数が記載されていることから、申立人に係る国民年金の事務処理業務において、記録管理の不備が認められる。

申立期間②については、申立人に係るB市の被保険者名簿より、厚生年金保険被保険者期間における国民年金保険料の重複納付として、昭和 49 年 7 月に保険料を還付されていることが確認できるが、当該期間は被用者年金の被保険者期間ではないことから、国民年金の強制加入対象期間であり、還付決定に合理的な理由がないものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年4月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から9年4月まで

申立期間は、実家の家業であるA店に勤務しており、自身で国民年金の加入手続を行った記憶はないが、平成8年6月頃に、過去2年分(平成6年4月から8年3月までの期間)の国民年金保険料の督促納付書が送られてきたことから、母親からお金をもらい、自身で銀行の窓口でその保険料を納付した。

その後、時期は記憶にないが、再度、過去1年分(平成8年4月から9年3月までの期間)の督促納付書が送られてきたため、同じように母親からお金をもらい、自身で銀行の窓口でその保険料を納付した。

平成9年4月の国民年金保険料の納付方法は記憶にないが、送られてきた納付書の保険料は納付しているはずなので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金記号番号について、i) B市では、同市が保管する資格異動履歴詳細により、平成9年2月に、申立人について国民年金記号番号を職権により付番して職権加入処理を行い、同年4月に、申立人へ平成9年度の現年度保険料の納付書を発送していたとしていること、ii) 申立人と同時期に国民年金の職権加入処理が行われたと考えられる申立人の姉のオンライン記録により、その姉の資格記録は、9年5月に社会保険事務所(当時)でのオンラインシステム入力処理が行われていることが確認でき、申立人についても同時期に国民年金の資格記録が同システムに入力処理されたものと考えられること

から、その時点で申立人に対し発行される過年度納付書は、7年4月から9年3月までの2年間の納付書である。

また、申立人は、一度目の国民年金保険料督促納付書の受領時に遡って納付したとする2年分の保険料額は約30万円、二度目の同納付書の受領時に遡って納付したとする1年分の保険料額は約15万円であり、そのお金はそれぞれ申立人の母親からもらったとしているところ、その母親からも、「時期は記憶にないが、国民年金保険料として、それぞれそのような金額を息子（申立人）に渡した記憶がある。」との証言があり、一度目に遡って納付したとする2年分の保険料額の約30万円は、平成9年5月時点で申立人へ発行されたと考えられる過年度保険料納付書（平成7年4月から9年3月までの期間）の保険料額とおおむね一致している。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を当時のC銀行D支店で納付したとしているところ、同支店は、平成10年11月13日まで営業しており、申立人の主張する納付場所及び納付時期に不自然さは無い。

しかしながら、申立期間のうち、平成6年4月から7年3月までの期間の国民年金保険料は、オンラインシステムで申立人の被保険者資格記録の入力処理が行われたと考えられる9年5月の時点では、既に時効により保険料を納付できない期間であるとともに、申立人に対して別の国民年金記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立期間のうち、平成9年4月の国民年金保険料について、申立人から納付時期及び納付方法についての証言がほとんど得られないとともに、申立人が16年5月に転居するまでセカンドバックに入れたままにしていたとする保険料の領収証は、遡って納付した過去2年分及び過去1年分の2枚と記憶しており、当該期間の領収証は含まれていないことから、当該期間の納付状況等が不明である。

さらに、オンライン記録により、平成9年6月から10年3月までの期間の国民年金保険料について、11年7月29日に過年度納付していることが確認でき、その保険料額は12万8,000円であることから、申立人が2度目に遡って納付したとする保険料額約15万円とおおむね一致しており、申立人が2回目に遡って一括納付したとするのは、当該期間の保険料である可能性は否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年4月から9年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} (別添一覧表参照)
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間：平成16年4月30日

A社から支給された申立期間の標準賞与に係る厚生年金保険の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。同社は、事後訂正を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付に反映されないため、厚生年金保険が給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与一覧表（個人別）により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与一覧表（個人別）における厚生年金保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、

社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件 30 件（別添一覧表参照）

## 別紙2【厚生年金あっせん一覧表】(北海道)

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	都道府県	納付記録の訂正が必要な期間	標準賞与額
3037	女		昭和19年生		平成16年4月30日	20万円
3038	男		昭和20年生		平成16年4月30日	10万8,000円
3039	男		昭和20年生		平成16年4月30日	50万円
3040	男		昭和24年生		平成16年4月30日	10万8,000円
3041	男		昭和37年生		平成16年4月30日	15万円
3042	男		昭和34年生		平成16年4月30日	18万円
3043	男		昭和34年生		平成16年4月30日	15万円
3044	男		昭和27年生		平成16年4月30日	8万2,000円
3045	男		昭和28年生		平成16年4月30日	5万円
3046	男		昭和16年生		平成16年4月30日	8万円
3047	女		昭和51年生		平成16年4月30日	6万4,000円
3048	女		昭和29年生		平成16年4月30日	10万円
3049	女		昭和22年生		平成16年4月30日	4万円
3050	男		昭和33年生		平成16年4月30日	8万円
3051	男		昭和46年生		平成16年4月30日	10万4,000円
3052	男		昭和52年生		平成16年4月30日	8万円
3053	男		昭和35年生		平成16年4月30日	18万円
3054	男		昭和54年生		平成16年4月30日	15万円
3055	男		昭和43年生		平成16年4月30日	18万円
3056	女		昭和53年生		平成16年4月30日	6万4,000円
3057	男		昭和39年生		平成16年4月30日	10万4,000円
3058	男		昭和15年生		平成16年4月30日	4万円
3059	男		昭和25年生		平成16年4月30日	8万円
3060	女		昭和26年生		平成16年4月30日	4万円
3061	男		昭和44年生		平成16年4月30日	7万2,000円
3062	男		昭和15年生		平成16年4月30日	4万8,000円
3063	男		昭和17年生		平成16年4月30日	5万6,000円
3064	女		昭和31年生		平成16年4月30日	2万4,000円
3065	男		昭和13年生		平成16年4月30日	3万2,000円
3066	男		昭和50年生		平成16年4月30日	10万円

## 北海道厚生年金 事案 3067～3076（別添一覧表参照）

### 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：平成17年12月9日

平成17年12月9日にA社から支給された賞与について、標準賞与額の記録が確認できない。同社では、社会保険事務所（当時）に対する賞与支払届の提出が遅れたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかったとしているが、厚生年金保険料は事業主により賞与から控除されていたので、年金給付に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書により、申立人は、平成17年12月9日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に見合う標準賞与額（別添一覧表参照）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険

料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件 10 件 (別添一覧表参照)

## 別紙2【厚生年金あっせん一覧表】(北海道)

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	都道府県	納付記録の訂正が必要な期間	標準賞与額
3067	女		昭和46年生		平成17年12月9日	19万3,000円
3068	男		昭和59年生		平成17年12月9日	19万4,000円
3069	男		昭和49年生		平成17年12月9日	44万円
3070	女		昭和50年生		平成17年12月9日	39万円
3071	女		昭和46年生		平成17年12月9日	46万円
3072	女		昭和55年生		平成17年12月9日	19万3,000円
3073	女		昭和53年生		平成17年12月9日	3万円
3074	女		昭和45年生		平成17年12月9日	3万円
3075	女		昭和51年生		平成17年12月9日	24万8,000円
3076	女		昭和49年生		平成17年12月9日	40万円

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成13年6月1日から15年9月1日までの期間及び16年9月1日から19年6月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額記録については、事後訂正の結果、13年6月から同年11月までの期間は36万円、同年12月から15年8月までの期間及び16年9月から19年5月までの期間は44万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、13年6月から14年9月までの期間は訂正前の20万円、同年10月から15年8月までの期間及び16年9月から19年5月までの期間は訂正前の19万円とされているが、申立人は、当該期間について、訂正前の標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を13年6月から同年8月までの期間は36万円、同年9月から15年8月までの期間及び16年9月から17年8月までの期間は44万円、同年9月から同年12月までの期間は38万円、18年1月から19年5月までの期間は44万円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、平成15年9月1日から16年9月1日までの期間及び19年9月1日から20年1月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額記録については、44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（事後訂正前（平成15年9月から16年8月までの期間及び19年9月から同年12月までの期間は訂正前）の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年6月1日から20年1月1日まで  
申立期間においてA社に勤務していたが、同社から実際に受けていた報酬月額と厚生年金保険の標準報酬月額の記録が相違しているため、同記録を正

しく訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社提出の所得税源泉徴収簿、申立人の給与振込金額が確認できる預金元帳の写し、申立人から提出された給与明細書及び源泉徴収票の写しから推認できる報酬月額及び保険料控除額から、平成13年6月から同年8月までの期間は36万円、同年9月から17年8月までの期間は44万円、同年9月から同年12月までの期間は38万円、18年1月から19年5月までの期間及び同年9月から同年12月までの期間は44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該期間に係る標準報酬月額の届出を適正に行わなかったことを認めている上、申立期間の同保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に事業主は申立人に係る標準報酬月額について訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく同保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料（平成15年9月から16年8月までの期間及び19年9月から同年12月までの期間の事後訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成19年6月から同年8月までの期間については、社会保険事務所が記録する標準報酬月額が、19年分の源泉徴収票により推認できる報酬月額及び保険料控除額に基づく標準報酬月額と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 11 月 1 日から 39 年 10 月 26 日まで  
② 昭和 39 年 10 月 26 日から 40 年 8 月 1 日まで  
③ 昭和 41 年 2 月 19 日から 44 年 1 月 2 日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間①、②及び③は脱退手当金を受給しているため、年金額に算入されないとの回答があった。

脱退手当金を請求したことも、もらった覚えもないので、すべての申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①より前の二つの被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人は最初に就職した事業所を含む二つの事業所における約1年5か月の厚生年金保険被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立期間③に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日である昭和44年1月2日の前後3年以内に被保険者資格を喪失し、かつ、脱退手当金の受給資格のある者は申立人を含めて5人であり、このうち脱退手当金の支給記録のある者は申立人のみであることを踏まえると、申立人の委任に基づき事業主による代理請求が行われていたとは考え難い。

さらに、申立人は、「申立期間③に係る事業所を退職した際、再就職することを考えていた。」と供述しているところ、オンライン記録により、申立期間③に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した約6か月後の昭和44年7月1日に別の事業所に就職し、同保険の被保険者資格を取得していることが確認

できることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給する考えを有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認められる。

## 北海道厚生年金 事案 3079

### 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成6年10月1日であると認められることから、当該期間の同被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成5年4月から6年9月までの標準報酬月額については50万円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から7年7月ごろまで

申立期間はA社に継続して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は、平成5年4月1日になっている。

健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 当時の事業主から提供のあった申立人に係る賃金台帳、出勤簿、健康保険傷病手当金請求書、健康保険全部支給取消決定通知書及び健康保険保険給付返納決定通知書の写し（以下「賃金台帳等」という。）から判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年4月1日から6年9月30日までの期間について、A社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、申立人が所持する当該事業所における健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書(写し)には、申立人を含む3人について、厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は平成5年4月1日と記載されているが、同確認通知書には6年10月25日付けで社会保険事務所(当時)の受付印が押されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該事業所における前述の3人の厚生年金保険被保険者について、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成5年4月1日の後の6年10月25日に、5年10月の標準報酬月額の定時決定が遡って取り消された上で、当該事業所における厚生年金

保険被保険者資格を同年4月1日に喪失した旨の処理が遡って行われていることが確認できる。

さらに、当時の事業主に照会したところ、「当時は会社の業況が悪く社会保険料の滞納があったため、平成6年10月頃に、遡って社会保険の資格を打ち切られた。事務手続は私が行った。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成5年4月1日に申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日については、賃金台帳等から6年10月1日であると認められる。

また、平成5年4月から6年9月までの標準報酬月額については、申立人の当該事業所における5年3月のオンライン記録から、50万円とすることが妥当である。

- 2 一方、申立期間のうち、平成6年10月1日から7年7月頃までの期間について、上述の当時の事業主は、「社会保険の資格を打ち切られた以降は、申立人を雇用しておらず給与も支給していないので、厚生年金保険料を給与から控除できるはずがない。」と述べており、賃金台帳等によると、6年10月以降は申立人に給与は支給されていないことが確認できる。

また、申立人が名前を挙げた同僚3人全員が、オンライン記録によると、当該期間に当該事業所における厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、そのうち所在が確認できた二人に照会したところ、回答が得られた一人は、「申立人と一緒に勤務していたが、申立人の勤務時期及び期間については覚えていない。私は、勤務途中から会社の業況が悪くなり給与が支払われなくなったので会社を辞めた。」と述べており、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることはできない。

さらに、申立人の雇用保険の加入記録が確認できない上、申立人は当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年9月25日

年金記録を確認したところ、A社における申立期間の賞与の記録が無いことが分かった。

私が所持する平成19年9月分決算賞与明細表では、当該賞与の支給額は25万円と記載されており、当該賞与支給額に見合う厚生年金保険料も控除されていることが確認できるので、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社から提出のあった平成19年9月分決算賞与明細表により、申立人は申立期間において、その主張する賞与額(25万円)の支払いを受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、当該賞与明細表において確認できる厚生年金保険料控除額から、25万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該賞与に係る申立期間の厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 北海道厚生年金 事案 3081

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和47年4月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月28日から同年5月1日まで

昭和42年4月から平成15年6月までA社に継続して勤務していたが、同社B支店から同社本社に転勤した申立期間について、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する辞令及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が、申立期間において同社に継続して勤務し(昭和47年4月28日にA社B支店から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和47年5月の社会保険事務所(当時)の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により、事業主が昭和47年5月1日を資格取得日として届け出たことが確認できることから、社会保険事務所は、申

立人に係る同年4月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和53年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年8月31日から同年9月1日まで

昭和47年7月1日から53年8月31日までA社に勤務し、B業務に従事していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立期間において継続して同社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が判明した者二人に照会したところ、回答が得られた一人が、「申立人は、A社に昭和53年8月31日まで確かに勤務していた。」と供述していることから判断すると、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、当該事業所に係る被保険者原票により、当該事業所において申立人と同日の昭和53年8月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことが確認できる者一人に照会したものの、回答は得られなかったほか、申立期間前後において月の末日に同保険の被保険者資格を喪失したことが確認できる者二人のうち、生存及び所在が確認された者一人に照会したところ、「A社を退社した日は記憶していない。」と供述しており、ほかに当該事業所において、月の末日まで勤務したにもかかわらず同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪

失させる取扱いがあったことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和53年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所名簿によれば、当該事業所は昭和56年12月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も既に死亡していることから確認することができないが、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を53年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成14年10月1日から同年11月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、同年10月の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から15年8月1日まで  
② 平成15年8月31日から同年9月1日まで

平成14年5月から15年8月30日までA社に常勤のB専門職として勤務していたが、年金記録を確認したところ、申立期間①に係る標準報酬月額が、当時の給与支給額と比較して明らかに低額となっているので、年金記録を訂正してほしい。

また、A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、平成15年8月31日とされているが、同年8月分の給与から厚生年金保険料が控除されていることを確認できる給与明細書を保管しているので、同資格喪失日を同年9月1日に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人が保管する給与明細書により、申立期間①のうち、平成14年10月について、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（18万円）を超える報酬月額（28万6,100円）の支払いを受け、当該報酬月額に相当する標準報酬月額（28万円）に見合う厚生年金保険料（2万4,290円）を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同年10月に係る標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書により、事業主は、申立期間①に係る申立人の標準報酬月額を18万円とする旨の届出を社会保険事務所に行っていることが確認できることから、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、上記給与明細書により、申立期間①のうち、平成14年11月から15年7月までの期間については、給与明細書に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額は、同年5月を除いてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（18万円）よりも高額であるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（平成14年11月から15年3月までの期間は18万円、同年4月から同年7月までの期間は11万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（18万円）よりも低額又は同額であることから、特例法による保険給付の対象とならないため、あっせんは行わない。

また、申立期間①に係る平成14年10月以降の標準報酬月額は、事業主が同年5月から同年7月までの報酬月額の平均額を社会保険事務所（当時）に対して届出することによって決定されるが、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書により、事業主は、報酬支払いの基礎となった日数が20日未満であったと考えられる同年7月の報酬月額（3万8,561円）を除いた同年5月の報酬月額（11万6,631円）及び同年6月の報酬月額（25万888円）の平均額（18万3,759円）を届出しており、この届出に基づき、オンライン記録における標準報酬月額（18万円）が決定されていることが確認できることから、これら事業主の届出及び社会保険事務所の事務処理に不自然な点は認められない。

2 申立期間②について、申立人が保管する平成15年8月の給与明細書により、同年8月の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、申立人の雇用保険被保険者記録及びD市から提出された平

成 16 年度分 (平成 15 年所得分) の給与支払報告書 (個人別明細書) により、申立人が 15 年 8 月 30 日に A 社を退職していることが確認できる上、E 厚生年金基金から提出された加入員台帳により、申立人は同年同月 31 日に同基金の加入員資格を喪失・脱退していることが確認でき、この資格記録はオンライン記録と符合している。

また、申立人は、「平成 15 年 8 月 30 日に A 社を退職した。」と述べている。

一方、厚生年金保険法第 19 条によると、被保険者期間を計算する場合は、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入するとされており、また、同法第 14 条には、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされ、申立人の A 社における資格喪失日は、平成 15 年 8 月 31 日となることから、申立人が主張する申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間に算入することができない。

このほか、申立人が申立期間②において A 社に勤務していた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②において、厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を平成2年3月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月23日から同年4月2日まで

平成2年3月23日にA社に入社し、同年5月21日まで2か月勤務しているにもかかわらず、厚生年金保険の加入期間が1か月しか無い。

平成2年4月及び同年5月の給与支払明細書でも、両月とも厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支払明細書及び同僚の供述により、申立人は、A社に平成2年3月23日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書の厚生年金保険料の控除額から14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を11万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月1日から同年11月1日まで

A社で勤務していた間のうち、平成15年4月から同年10月の7か月分の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与の額より低く記録されている。

申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の平成15年4月から同年9月までの給料明細書(写し)及び同社の「申立人の15年10月の給料明細書は無いが、給料支給額及び厚生年金保険料額とも同年9月と変わっていない。また、申立期間当時、厚生年金保険料は当月控除であった。」との回答から判断すると、申立人は申立期間において、その主張する標準報酬月額に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、A社から提出された平成15年4月から同年9月までの給料明細書(写し)において確認できる保険料控除額及び同社の回答から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は、「当時の事務担当者が既に退職しており不明である。」としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 北海道国民年金 事案 1812

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から43年3月まで

私は、昭和38年5月頃、A町役場（現在は、A市役所）で国民年金に加入して保険料を納付した。昭和39年からは1年分を一括で納付しており、国民年金手帳の私の住所が38年以前の住所になっているのが証拠である。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿により、昭和43年11月頃、夫婦連番で払い出されていることが推認でき、その時点で申立期間の国民年金保険料の一部は時効により納付することができない期間である上、保険料を納付したとする申立人は、申立期間の保険料を遡って納付した記憶がないとしている。

また、申立人が所持する国民年金手帳の住所の記載について、申立期間当時の申立人の住民票上の住所は確認できないが、昭和43年7月に国民年金被保険者資格を取得した申立人の妻と同時に申立人の同手帳記号番号が払い出されていることが確認できることから、38年5月頃、国民年金に加入したとする申立人の説明に不自然さがみられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道国民年金 事案 1813

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から54年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月から54年12月まで

私は、申立期間当時、経済的に納付することが困難であったため申立期間の国民年金保険料を納めていなかったが、その後、保険料を納付することとした際、A市B区役所の年金係に相談し、申立期間の保険料を遡って一括納付することとした。

申立期間の国民年金保険料は、私の妻が、C信用金庫D支店の定期預金を解約したお金で一括納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、経済的な理由で国民年金保険料を納付していない期間があったが、その後に手続きを行い当該期間の保険料をまとめて納付したとしているところ、申立期間直後の昭和55年1月から56年3月までの期間について、申立人及びその妻は、夫婦二人分の保険料をまとめて56年4月11日に納付していることが確認できることから、この頃に申立人が国民年金に再度加入し、遡って保険料を納付したことが認められる。

しかしながら、申立期間について、申立人の妻は厚生年金保険の被保険者であるため、その配偶者である申立人は国民年金の任意加入対象者となるが、申立人が申立期間に国民年金に任意加入した形跡は見当たらない上、国民年金の任意加入期間は、制度上、被保険者資格を遡って取得できないことから、申立期間は未加入期間となり、申立人は国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人及び申立期間の国民年金保険料を納付したとするその妻は、申立期間の保険料の金額及び保険料の納付について具体的な記憶がない上、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道国民年金 事案 1814

### 第1 委員会の結論

申立人の平成6年2月から7年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月から7年8月まで

私は、平成6年2月に会社を退職して間もなく、国民年金の加入手続を行った。同年4月からの1年間はA校学生、その後の3年間はB学校学生であり、無職であったが、申立期間の国民年金保険料は手元のお金で払ったことを覚えている。

申立期間の国民年金保険料の領収書を現在持っていないが、平成7年9月から保険料を納付しているのであれば、それ以前の申立期間の保険料も納付しているはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年2月ごろに国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、8年11月20日に適用漏れによる強制適用者として払い出されたことが、C市における申立人の国民年金に係る資料により確認できることから、申立人は、申立期間当時は国民年金に未加入であり、申立期間の国民年金保険料の納付書は交付されず、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された平成8年11月において、申立期間のうち、6年2月から同年9月までの期間の国民年金保険料は、時効により納付することができない。

さらに、申立人は遡って国民年金保険料を納付した記憶があると説明しているところ、申立人は、平成9年10月に、その時点で納付可能な期間のすべてである7年9月から8年3月までの保険料を過年度納付していることは確認できるが、申立人は遡って納付した保険料額は約30万円と述べており、申立

期間のうち、6年2月から同年9月までの保険料は上記のとおり時効により納付することができないものであり、また、申立人の述べている金額は、同年10月から8年3月までの保険料額と異なることから、申立人の説明は不自然である。

加えて、申立期間当時、申立人は学生で無職のため収入は無く、申立人の両親から生活費等の援助を受けていたものの、申立期間の国民年金保険料をどのように工面していたかなどの説明が曖昧である。

そのほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道国民年金 事案 1815

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から45年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から45年1月まで

私の国民年金については、私が20歳の頃、私の父親がA町役場で加入手続を行い、私が婚姻するまで保険料を納付してくれていた。

申立期間に係る印紙検認印が押された国民年金手帳は紛失してしまい、国民年金保険料を納付してくれていた父親も死亡してしまったが、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年\*月頃に、申立人の父親が、A町役場で申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人が婚姻する45年4月までの国民年金保険料を納付してくれていたとしているが、その父親は、既に死亡していることから、申立期間の保険料の納付状況等については不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者加入状況調査等により、昭和45年2月頃に払い出されたものと推認でき、申立人は同月から同被保険者資格を取得していることから、申立期間は国民年金に未加入であり、保険料は納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人と同時期に国民年金手帳記号番号が払い出されたほかの被保険者のうち、同手帳記号番号が払い出される以前に強制加入資格期間があると思われる被保険者についても、当該期間は申立人と同様に未加入期間となっている者が見られることから、当時、A町では強制加入対象者であっても、加入手続時に必ずしも国民年金加入資格を遡って付与しなかったものと推認される。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道国民年金 事案 1816

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月から40年3月まで

私の国民年金への加入手続及び保険料の納付は、すべて私の母親が行っていたので詳しいことは分からないが、申立期間当時A事業所所員であった母親が、様々な支払をA事業所に頼んでいたため、私の国民年金保険料も同様にA事業所を通じて納付していたと言っていたことを覚えており、申立期間が未納期間とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、その母親も既に死亡しており、国民年金の加入状況及び保険料納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、B村保管の国民年金被保険者名簿により、昭和43年3月頃に資格取得日を38年\*月\*日として払い出されていることが推認でき、その時点で、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、当該被保険者名簿の保険料検認記録簿の申立期間に相当する欄には、「消滅（もれ）」と記載されていることから、当該期間の保険料が納付されていたものとは考え難い。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、当該被保険者名簿により、申立期間直後の昭和40年4月から43年3月までの保険料を、43年3月にまとめて納付したことが確認できるが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出され、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの期間、41年10月から42年3月までの期間、43年4月から44年3月までの期間及び46年4月から47年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から38年3月まで  
② 昭和41年10月から42年3月まで  
③ 昭和43年4月から44年3月まで  
④ 昭和46年4月から47年6月まで

申立期間の国民年金保険料については、A市B区役所の職員が自宅に来て、「今保険料を払わなければ、今後年金はもらえなくなる。」と言われて、昭和52年6月頃、私が同区役所の窓口で、申立期間の保険料と当時内縁関係にあった元妻の未納保険料について、合わせて16万円から17万円ぐらを一括で納付したと記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「昭和52年6月頃、私がA市B区役所の窓口で、申立期間の保険料と当時内縁関係にあった元妻の未納保険料について、合わせて16万円から17万円ぐらを一括で納付したと記憶している。」と述べているが、昭和52年6月の時点では申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、第3回特例納付（昭和53年7月から55年6月まで実施）による納付が可能であったと考えられるところ、i) 一括納付したとする国民年金保険料額は、実際に納付すべき保険料額（88万8,000円）と大きく相違すること、ii) A市B区役所では、特例納付による保険料の納付はできなかったことなどから、特例納付により保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立人の元妻の特殊台帳（マイクロフィルム）により、昭和 37 年 4 月から 38 年 6 月までの国民年金保険料が第 3 回特例納付期間に納付されていることが確認できるものの、申立人には申立期間の保険料を特例納付した記憶が無く、申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）には、申立期間の国民年金保険料を特例納付した形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道国民年金 事案 1818

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年7月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月から53年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、A市B区役所の職員が自宅に来て、「今保険料を払わなければ、今後年金はもらえなくなる。」と言われて、昭和52年6月頃、当時内縁関係にあった元夫が同区役所の窓口で、私の申立期間の保険料と元夫の未納保険料について、合わせて16万円から17万円ぐらいを特例納付により納付してくれたと記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「昭和52年6月頃、当時内縁関係にあった元夫が、私の申立期間の保険料と元夫の未納保険料について、合わせて16万円から17万円ぐらいを、A市B区役所で特例納付により納付してくれたと記憶している。」と述べているが、i) 元夫が納付したとする申立人夫婦二人分の保険料額は、実際に納付すべき保険料額(88万8,000円)と大きく相違すること、ii) A市B区役所では、特例納付による納付はできなかったことなどから、申立内容には不自然さがみられる。

また、申立期間は177か月と長期間である上、申立人の特殊台帳(マイクロフィルム)により、昭和37年4月から38年6月までの国民年金保険料について、第3回特例納付(昭和53年7月から55年6月まで実施)により納付されていることが確認できるが、申立期間については、特例納付により保険料が納付された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道国民年金 事案 1819

### 第1 委員会の結論

申立人の平成14年1月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年1月から同年10月まで

私は、平成14年1月に勤務先を退社後、すぐに国民年金の加入手続を行わなかったが、再就職先の事務員が16年12月に私の国民年金加入手続を行ってくれ、その後、社会保険事務所(当時)から未納期間の国民年金保険料の納付書が送られてきたので、その納付書の納付期限に従って1年半ほどで納付を行った。

納付書は平成14年1月分から送付されていたと記憶しており、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成16年12月に再就職先の事務職員が国民年金の加入手続を行ってくれた後、14年1月から国民年金保険料の納付書が送付され、その納付書に従い保険料を納付したと述べているところ、申立人が国民年金の加入手続を行ったとしている時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であることから、申立期間の納付書は発行されなかったものと推認される。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月

私は、A市B区役所の年金担当課窓口にて平成6年3月及び同年4月の種別変更届を提出し、年金手帳に種別の変更が記録されている。また、平成15年7月に同市C区役所で住所変更の届出をした時、年金担当課の職員から国民年金の加入期間と納付月数が記載されたメモを受け取っている。いずれも未納期間があるとの話はされていないので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金第3号被保険者であったが、その夫が厚生年金保険被保険者資格を平成6年3月19日付けで喪失し、同年4月11日に再取得したことに伴い、国民年金第3号被保険者から第1号被保険者へ、第1号被保険者から第3号被保険者への切替手続を行う必要があるところ、オンライン記録により、申立人が9年3月11日に当該種別変更届を提出していること、及び社会保険事務所（当時）において、当該種別変更処理が同年6月11日に行われていることが確認でき、申立期間は、申立人が第1号被保険者として取り扱われ、国民年金保険料の未納期間として整理されたものと考えられる。

また、申立人が種別変更届を提出した時点で、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、関連資料としてA市C区役所年金担当課の職員が記載したとするメモを提出しているが、申立期間の保険料が納付されていたとすれば、メモに記載された国民年金の保険料納付月数はオンライン記録より多いはずであるところ、これらが一致していることから、当該メモは申立期間の保険料が納付されていたことを示す資料とは認められない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 3086

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 11 月 1 日から 35 年 5 月 1 日まで

申立期間は、A社B出張所においてC職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の従事業務に関する具体的供述及び同僚の供述から判断すると、入社日及び退社日の特定はできないものの、申立人が申立期間当時、A社B出張所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立事業所であるA社B出張所は、適用事業所名簿によると、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い上、同社本社には当時の関係資料が保存されておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた上司及び同僚の6人は、A社D支店において厚生年金保険の加入記録が確認できることから、同社同支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）を確認したが、申立人の被保険者記録は無い。

さらに、前述の6人のうち生存及び所在が確認できた3人に照会し、二人から回答が得られたところ、唯一申立人の名前を記憶している同僚は、「申立期間当時、C職は、申立人が名前を挙げた同僚一人を含め二人いたが、二人とも現場採用の臨時雇用であったと記憶している。そのうちの一人が辞めたため、欠員補充により申立人が現場職員として採用されたと記憶している。申立人が名前を挙げたC職の同僚が申立期間において厚生年金保険に加入していない

のであれば、申立人も加入していないと思われる。また、私自身も臨時雇用の期間は厚生年金保険に加入していない。」と供述している。このため、A社D支店に係る被保険者名簿を確認したところ、当該同職種の同僚は、申立期間後の昭和36年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、申立期間においては申立人と同様、同保険の被保険者記録は無い。

なお、当該同僚は既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用等について供述を得ることはできない。

加えて、オンライン記録により、申立期間当時、A社D支店において厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚4人に照会し、全員から回答が得られたところ、共に「申立人が名前を挙げた同職種の同僚については記憶があるが、申立人については記憶にない。」としている上、当該4人のうち2人は、「申立人が名前を挙げた同職種の同僚は、現場採用の臨時雇用であった。当該同僚が申立期間において厚生年金保険に加入していないのであれば、申立人も加入していないと思われる。」と供述している。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 3087（事案 12 及び事案 1240 の再申立て）

### 第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日まで  
人事・経歴カード及び同僚の証言により、昭和 36 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までは臨時雇用員、同年 10 月 1 日から同年 11 月 30 日までは試用員として間違いなく A 社 B 支店に勤務し、厚生年金保険及び A 共済に加入していたので、被保険者として認めてほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人から提出された人事・履歴カード及び複数の同僚の供述により、申立期間において、申立人が A 社 B 支店に勤務していたことは認められるものの、i) 申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細等の資料が無いこと、ii) A 社では、正規職員以外は A 共済組合への加入を認めておらず、申立人が正規職員となったのは申立期間後の昭和 36 年 12 月 1 日であり、申立期間は臨時雇用員及び試用員であったことが確認できること、iii) A 社 B 支店が厚生年金保険の適用事業所になったのは 38 年 10 月 1 日であり、申立期間は同保険の適用事業所ではなかったことを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 2 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、同僚の供述書を提出することにより、「間違いなく A 社 B 支店に勤務していたので、被保険者として認めてほしい。」として再申立てを行ったが、申立期間のうち昭和 36 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までについては、i) 当該同僚を含め、申立人が名前を挙げた同僚 6 人全員が、A 社 B 支店において厚生年金保険の被保険者としての記録が無いこと、ii) 前述の同僚 6 人に照会したところ、回答の得られた 5 人のうち 4 人が当該期間に同支店で勤務していたと供述しており、このうち二人が、当該期間において給与から厚

生年金保険料を控除されていたと供述しているものの、これを確認できる関連資料等が無いこと、iii) 申立期間のうち、同年10月1日から同年11月30日までのについては、C社内のD共済組合に確認したところ、「申立人は昭和36年12月1日付けで職員に命じられ、その時点からA共済組合の組合員となった記録が確認できる。それ以前の同年10月1日から同年11月30日までは試用員であったことも確認できるが、職員ではなかったため、A共済組合の組合員ではない。」と回答していること、iv) E社は、申立期間の状況について不明としていること等から、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき平成21年9月4日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再々申立てに際し、A社B支店に勤務していた別の同僚から事実関係を確認してほしいと主張しているとともに、申立てに係る新たな資料として、昭和38年9月7日付けA社通知を提出しているが、当該同僚については、i) 臨時雇用員及び試用員であった期間について、A社B支店に係る厚生年金保険の加入記録は無いこと、ii) 当該同僚がD共済組合に係る被保険者資格を取得したのは、当該同僚の職員採用日と同日であること、iii) 当該同僚についても、臨時雇用員であった35年11月14日から38年10月1日までの期間について申立てを行ったものの、当委員会において、既に年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われていることがそれぞれ確認できる。

また、申立人から提出された前出A社通知については、当該通知により臨時雇用員等の社会保険事務に係る処理規程が定められたことが確認できるものの、i) 当該通知の施行日は、申立期間後の同年10月1日であり、同日は、A社B支店が厚生年金保険の適用事業所となった日と一致していること、ii) 当該通知の施行により、同年10月1日をもって日雇労働者の健康保険事務に係る処理規程が廃止されていることが確認できるところ、37年6月9日付けA社B支店報に記載された事務処理規程により、申立期間以後の同日時点においても、試用員及び臨時雇用員に対しては、日雇労働者健康保険法を適用させてきたと記載されている。

これらを総合的に判断すると、申立人の主張及び新たに提出された資料が、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 3088

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月から 49 年 9 月まで

A社が経営していたB店舗に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録を確認することができないが、間違いなく同社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、同保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA社から提出された社員在籍表により、申立人が、申立期間のうち昭和 46 年 7 月 1 日から 49 年 8 月 20 日までの期間について、B店舗を経営していたA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿によると、A社は、平成 2 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間当時は、同保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる上、申立期間当時に係る厚生年金保険の適用状況について、同社は「当社は、当社の関連会社であるC社が管理していたDビル内で、B店舗等の各種商業施設を経営していたが、申立期間当時において、厚生年金保険の適用事業所であったのはC社であったことから、同保険に加入していたのは同社の職員のみであり、当社の職員をC社で同保険に加入させるような取扱いもしていなかった。」と回答している。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、A社は「当社が平成 2 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となる以前は、職員には国民年金に加入してもらった上で、給与から国民年金保険料を控除し、当該保険料の納付を当社の健康保険を管掌していたE国民健康保険組合に委託しており、給与から厚生年金保険料は控除していなかった。」と回答しているところ、

同社から昭和46年7月から47年12月までの期間に係る申立人の給与明細書が提出され、当該明細書には厚生年金保険料控除額として400円又は1,350円が控除されていることが確認できるものの、当該保険料控除額に見合う標準報酬月額が該当が無いこと、及び当該保険料控除額は、当該期間に定められていた国民年金保険料1か月分又は3か月分とおおむね一致していることがそれぞれ確認できる。

さらに、申立人が、申立期間当時においてB店舗で共に勤務していた同僚として名前を挙げた4人について、このうち二人は氏名が不明であることから個人を特定することができず、厚生年金保険の加入記録を特定できないものの、残る二人については、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)により、申立期間において、A社の関連会社であるC社で厚生年金保険に加入していること、及び雇用保険についても同社で加入していることが確認できる。

加えて、被保険者名簿により、申立期間の全期間において、C社に係る厚生年金保険の加入記録が確認できる被保険者10人のうち所在が確認できた5人に照会したところ、回答が得られた二人のうち一人が、「申立期間当時、私はC社の関連会社であるA社に出向しており、同社が経営していたB店舗等の各種商業施設で勤務していたが、厚生年金保険の適用を受けていたのは、あくまでもC社に雇用される職員であり、A社で雇用されていた職員については同保険には加入しておらず、C社で同保険に加入させるような取扱いもなされていなかったことから、A社で雇用される職員が、給与から同保険料を控除されるようなこともなかったはずである。」と供述している上、雇用保険についても、前述の5人のいずれもが、C社で加入していることが確認できる。

その上、被保険者名簿により、昭和46年において、C社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得した被保険者17人のうち、所在が特定できた15人に照会し、10人から回答が得られたところ、このうち一人が「A社が経営していたB店舗に勤務していたことがある。」と供述しているものの、「雇用主はC社であり、同社の職員であった。」と供述している上、残る9人のいずれもが「A社では勤務しておらず、C社の職員であった。」と供述している。

これらに加えて、C社に係る被保険者名簿を確認したものの、申立人が申立期間において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無く、被保険者整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 3089 (事案 1389 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち昭和38年5月1日から39年5月1日までの期間については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間①のうち昭和39年5月1日から46年2月13日までの期間及び申立期間②から⑨までの期間については、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年5月1日から46年2月13日まで  
② 昭和48年5月3日から50年2月26日まで  
③ 昭和56年4月1日から62年2月5日まで  
④ 昭和50年4月21日から同年12月1日まで  
⑤ 昭和51年4月1日から同年12月25日まで  
⑥ 昭和52年5月5日から53年1月15日まで  
⑦ 昭和53年6月1日から54年4月28日まで  
⑧ 平成元年5月1日から9年6月7日まで  
⑨ 平成9年6月12日から12年12月26日まで

申立期間①、②及び③については、A社に勤務していたが、申立期間①のうち昭和38年5月1日から39年5月1日までは、同社において厚生年金保険の加入記録が無いので、加入していたことを認めてほしい。

また、申立期間①のうち昭和39年5月1日から46年2月13日までの期間については4万5,000円、申立期間②については13万円及び申立期間③については20万円の給与を受け取っていたが、それぞれの厚生年金保険の標準報酬月額が低いので調査してほしい。

申立期間④及び⑤については、B社に勤務し、両期間とも22万円の給与を受け取っていたが、厚生年金保険の標準報酬月額が低いので調査してほしい。

申立期間⑥及び⑦については、C社に勤務し、両期間とも20万円の給与を受け取っていたが、厚生年金保険の標準報酬月額が低いので調査してほしい。

申立期間⑧については、D社に勤務しており、30万円の給与を受け取っていたが、厚生年金保険の標準報酬月額が低いので調査してほしい。

申立期間⑨については、E社に勤務しており、32万円の給与を受け取っていたが、厚生年金保険の標準報酬月額が低いので調査してほしい。

以上について申し立てしたところ、年金記録を訂正する必要が無いとの結果が通知された。前回はそれぞれの事業所に係る同僚への照会を拒否していたが、今回は実施しても差し支えないので、再度、申し立てる。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 A社に係る申立期間①のうち昭和38年5月1日から39年5月1日までの期間については、申立人の当該事業所における雇用保険の被保険者資格取得日が38年4月1日であることが確認できることから、同日から同社に勤務していたことは認められるものの、i) 申立人は同社及び同僚への照会を拒否していることから、当該期間における申立人の厚生年金保険適用状況について確認することができないこと、ii) A社に係る申立期間①のうち同年5月1日から46年2月13日までの期間、申立期間②及び③については、同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、不自然な記録の訂正等の形跡が認められないことのほか、申立人とほぼ同年齢の同僚の標準報酬月額は、申立人のそれとほぼ同額であることが確認できること、iii) 申立期間④及び⑤のB社並びに申立期間⑥及び⑦のC社については、両事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、不自然な記録の訂正等の形跡が認められないこと、iv) 申立期間⑧のD社及び申立期間⑨のE社については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、遡及して訂正処理を行った形跡が無い上、当該期間において、標準報酬月額の推移が申立人と同様の傾向の者が複数確認できることのほか、申立期間⑨の事業所における申立人に係る雇用保険受給資格者証によると、申立人の離職時賃金日額は、申立人の標準報酬月額とおおむね一致していること、v) その上、申立人は、申立期間①のうち39年5月1日から46年2月13日までの期間及び申立期間②から⑨までについても、すべての事業所及び同僚への照会を拒否していることから、当該期間における申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成21年10月16日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われているが、その後、申立人は同僚照会を実施しても差し支えないとのことで再申立てを

行ったものである。

2 申立期間①のうち、昭和38年5月1日から39年5月1日までの期間については、今回、新たにオンライン記録により、同期間において当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得しており、所在が確認できた者8人を抽出したが、申立人は当該同僚に対する照会を再度拒否していることから、申立期間①における当時の申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することはできなかった。

3 申立期間①のうち、昭和39年5月1日から46年2月13日までの期間、申立期間②及び③については、今回の再申立てに当たり、当該申立期間当時の代表取締役は既に死亡しているため、現在の代表取締役に照会しようとしたところ、申立人は当該代表取締役に対する照会を再度拒否していることから、当時の事業主が行った届出の内容及び厚生年金保険料の控除について確認することはできなかった。

また、申立期間①のうち、昭和39年5月1日から46年2月13日までの期間について、申立人が名前を挙げた同僚及びオンライン記録により当該事業所で、厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる者を抽出したところ、所在が不明であることから照会することができなかった。

さらに、申立期間②及び③について、申立人が名前を挙げた同僚及びオンライン記録により、厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち所在が判明した者を抽出し、そのうち申立人の同意を得た同僚一人に照会したが、申立人の主張を裏付ける資料及び供述を得ることはできなかった。

4 申立期間④及び⑤について、今回の再申立てに当たり、申立人は当該事業所の代表取締役に対する照会を再度拒否していることから、申立期間④及び⑤における申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することはできなかった。

また、申立期間④及び⑤において申立人が名前を挙げた同僚及びオンライン記録により、当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち所在が判明した者を抽出し、そのうち申立人の同意を得た同僚3人に照会したところ、一人から回答を得られたが、申立人の主張を裏付ける資料及び供述を得ることはできなかった。

5 申立期間⑥及び⑦について、今回の再申立てに当たり、申立人は当該事業所の代表取締役に対する照会を再度拒否していることから、申立期間⑥及び⑦における申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することはできなかった。

また、申立期間⑥及び⑦において申立人が名前を挙げた同僚及びオンライン記録により当該事業所で、厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち所在が判明した者を抽出し、そのうち申立人の同意を

得た同僚4人に照会したところ、一人から回答を得られたが、申立人の主張を裏付ける資料及び供述を得ることはできなかった。

6 申立期間⑧について、今回の再申立てに当たり、申立期間⑧において申立人が名前を挙げた同僚及びオンライン記録により、当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち所在が判明した者を抽出し、そのうち申立人の同意を得た同僚3人に照会したところ、全員から回答を得られたが、申立人の主張を裏付ける資料及び供述を得ることはできなかった。

7 申立期間⑨について、今回の再申立てに当たり、申立人は当該事業所の代表取締役に対する照会を再度拒否していることから当時の申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することはできなかった。

また、申立期間⑨において、申立人が名前を挙げた同僚及びオンライン記録により、当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち所在が判明した者を抽出し、そのうち申立人の同意を得た同僚二人に照会したところ、回答が得られた一人から、平成10年2月分から同年5月分までの給与明細書の提出があり、同明細書によると、当該事業所が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額及び給与から控除されている厚生年金保険料は、いずれも適正であることが確認できる上、当該同僚の回答内容からも申立人の主張を裏付ける供述を得ることはできなかった。

8 そのほか、全ての申立期間について、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間①のうち昭和38年5月1日から39年5月1日までの期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを、また、申立期間①のうち昭和39年5月1日から46年2月13日までの期間及び申立期間②から⑨までの期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 4 月から同年 7 月まで

申立期間については、A社に勤務しており、平成 12 年 1 月に給与が 11 万円から 18 万円に変更になったので、同年 4 月から標準報酬月額が変更になるはずであるが、ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額は 11 万円となっているので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立期間については、申立人から提出された給与明細書(写し)及びA社から提出された給与明細一覧表(写し)により、申立人に支払われた給与支給額に見合う標準報酬月額（18 万円）はオンライン記録の標準報酬月額（11 万円）よりも高額であったことが確認できるが、当該期間において事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（11 万円）は、オンライン記録における標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額が遡って訂正された形跡も無い上、申立期間当時に当該事業所が加入していたB健康保険組合に申立人の申立期間における標準報酬月額について照会したところ、「申立人の申立期間における標準報酬月額は 11 万円である。」との回答が得られ、これは

オンライン記録による厚生年金保険の記録と一致する。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 5 月 1 日から 47 年 9 月 1 日まで  
② 平成元年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

申立期間①について、A社で勤務していた当時の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、標準報酬月額が、昭和 41 年 5 月が 4 万 8,000 円、46 年 9 月でも 8 万円となっており、実際の給与額（約 24 万円）と比べて低額になっているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

申立期間②について、B社で勤務していた時の厚生年金保険の加入期間について確認したところ、申立期間②の加入記録が無い。同期間は、同社に間違いなく勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A社に勤務していた時の実際の給与額は約 24 万円であったので、標準報酬月額を訂正すべきである。」と申し立てているところ、申立期間①に係る標準報酬月額は、オンライン記録及び同社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記録されている標準報酬月額が一致している上、これらの標準報酬月額が訂正された形跡は認められない。

また、オンライン記録により、A社は、昭和 50 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる上、同社において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、かつ、商業法人登記簿により代表

取締役であることが確認できる二人に照会したが回答が得られず、これらの者から申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額の届出状況及び給与からの厚生年金保険料控除額について確認することができない。

さらに、オンライン記録により、申立人の申立期間①当時、A社において厚生年金保険の被保険者であることが確認でき、かつ、生存及び連絡先が確認できた同僚5人に照会したところ、回答が得られた3人のうち2人は「標準報酬月額と毎月の給与額とが異なっていたか否かは不明である。」と供述し、また、他の一人は「標準報酬月額は、当時の給与に見合う額であったと思う。」と回答しており、いずれの者からも申立人が主張する標準報酬月額及び厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

加えて、オンライン記録により、A社において厚生年金保険の被保険者資格取得日が申立人とほぼ同時期であり、かつ、年齢が近接している同僚の申立期間に係る標準報酬月額が申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人に係る雇用保険の加入記録及び同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において、B社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所に該当したのは平成元年12月1日であることが確認できる上、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、同社が適用事業所となった日と同一日であり、申立期間②においては適用事業所ではないことが確認できる。

また、B社は、平成18年4月1日で厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、同社と合併した承継事業所の事業主に照会したところ、「当時の厚生年金保険の加入に関する書類や賃金台帳等は保管されておらず、当時の状況は不明である。」と回答しており、申立人に係る厚生年金保険の適用状況及び保険料控除の状況についての関連資料及び供述が得られない。

さらに、オンライン記録により、B社において厚生年金保険被保険者であることが確認できる同僚3人の被保険者資格取得日は、申立人と同様、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当した日の平成元年12月1日であることが確認できる上、このうち、生存及び連絡先が確認できた二人に照会したところ、「給与は当該月末締切、当月20日支払であり、厚生年金保険料は当

月分を当月給与から控除していた。また、厚生年金保険に加入したのは平成元年12月1日であり、同保険に加入する前の同年11月の厚生年金保険料が11月給与から控除されたか否かについては不明である。」と供述している。

加えて、申立期間②に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 9 月 27 日から 33 年 7 月 1 日まで

厚生年金保険被保険者期間について照会したところ、申立期間について脱退手当金を受給しているとの回答を受けたが、脱退手当金を受け取った記憶がないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和 33 年 7 月の前後 2 年以内に同資格を喪失した 24 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、18 人について脱退手当金の支給記録が確認できる上、このうち 17 人（申立人を含む。）が資格喪失日から 3 か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、当該事業所では事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されており、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りが無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の昭和 33 年 7 月 1 日から約 3 か月後の同年 10 月 30 日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等について、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいふことがない。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいふことがない上、申立人から聴取し

ても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 3093

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 4 月 21 日から 8 年 7 月 1 日まで  
平成 7 年 4 月 21 日から 10 年 5 月 20 日まで A 社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格取得日は 8 年 7 月 1 日となっているので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録によると、申立人の A 社における資格取得日は平成 7 年 4 月 21 日と記録されていることから、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A 社に対して、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について照会したところ、「申立人は、平成 7 年 4 月 21 日付けで臨時職員として採用し、8 年 7 月 1 日に正社員雇用となったため、同日付けで厚生年金保険に加入したものと思われる。当時の給与台帳や人事記録等の資料が残っていないため、申立てどおりの届出をしたかどうかは不明である。」と回答しており、申立人が申立期間において、給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる資料及び供述を得ることができない。

また、申立人は同僚の名前を記憶していないため、オンライン記録により当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、生存及び所在が確認できた 17 人に照会したところ、5 人から回答が得られ、このうち人事及び総務を担当していた者は、「申立人は、申立期間当時、臨時採用のアルバイトであった。アルバイトは、厚生年金保険に加入していなかった。」と述べており、他の一人は、「申立人はアルバイトであり、申立人のように厚生年金保険に加入していない者がいた。アルバイトは、正社員への登用が無い限り、ずっとアルバイトのままである。」と述べており、他の者からも申立期間において

申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述を得ることができない。

さらに、前述の人事及び総務を担当していた者は、「申立人については、経験を重視して、正社員に登用した。」と述べているところ、オンライン記録により、申立人は、平成8年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 3094

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月 7 日から同年 7 月 1 日まで  
昭和 47 年 2 月 6 日に A 社 B 工場を退職し、翌日から C 社に勤務したので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理

雇用保険の被保険者記録によると、申立人の C 社における資格取得日は昭和 47 年 2 月 26 日、退職日は同年 11 月 30 日と記録されていることから、申立期間のうち同年 2 月 26 日以降の期間について、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 47 年 7 月 1 日であり、申立期間当時は同保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該事業所は昭和 47 年 12 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は所在不明であることから、申立期間における申立人の厚生年金保険料控除について確認できる資料及び供述を得ることができない。

さらに、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 47 年 7 月 1 日には、申立人を含む 37 人（申立人が名前を挙げた同僚のうち二人を含む。）が同保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、同日より前の期間については当該事業所における厚生年金保険の加入記録は確認できない。

加えて、前述の 37 人のうち生存及び所在が確認された 11 人に照会したところ、回答が得られた 7 人のうち 2 人は、「厚生年金保険には昭和 47 年 7 月 1 日から加入した。」と述べており、他の者からも申立期間に給与から厚生年金保

険料を控除されていたことをうかがわせる供述及び資料を得ることができない。

その上、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除の事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 3095

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 9 月 3 日から同年 12 月まで

申立期間はA市B区にあったC社に正社員の事務職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

保管している昭和 62 年 12 月分の給料支払明細書によれば、厚生年金保険料が給与から控除されたことが確認できるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が、申立期間の一部を含む昭和 62 年 10 月 3 日から 63 年 2 月 29 日までの期間においてC社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業所名簿によると、C社が厚生年金保険の適用事業所であった形跡は無く、商業登記簿謄本の記録により、申立期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できる者に照会したところ、「C社は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったと思う。」と回答している上、オンライン記録によると、同人は申立期間において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚二人については、申立人が姓しか記憶していないことから、いずれも個人を特定することができないため、これらの者からも当該事業所における厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

一方、申立人が保管するC社の昭和 62 年 12 月分の給料支払明細書においては、厚生年金保険料控除額欄に 4,080 円の記載が確認できるが、当該金額は、同明細書に記載された給与支給額 13 万円に見合う標準報酬月額 13 万 4,000 円に当時の被保険者負担厚生年金保険料率 (1,000 分の 58) を乗じて求められ

る厚生年金保険料額（7,772円）よりも著しく低額であるほか、健康保険料控除額欄には記載が無く、この一方で、本来、事業主が負担することから、従業員の給与から控除されることはない労災保険料の名目でも控除額が記載されていることを踏まえると、給料支払明細書の記載は全体に不自然であると言わざるを得ず、当該厚生年金保険料控除額についても、事業主が厚生年金保険料として控除したものとは認め難い。

さらに、上述の代表取締役であった者に対し、当該給料支払明細書の写しを示した上で控除内容について照会したところ、「当時、社会保険労務士を名乗る人物に給与事務をすべて任せていたが、同人は、今思えば怪しい人物であったため、給与からお金だけ引いていた可能性が高いと思う。」と供述しており、当該厚生年金保険料控除額として記載されたものが実際に厚生年金保険料として控除されたものであることを裏付ける供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 3096

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月から 49 年 3 月まで

申立期間はA社（現在は、B社）C支店に学生アルバイトとして勤務し、D業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。同社から健康保険証が交付され、通院していたことを記憶している。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人がA社C支店において上司であったとする者の供述、及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立期間において同社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の者の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同社に学生アルバイト従業員として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社に照会したところ、「当時の資料は保存年限経過のため廃棄済みであることから、当時の状況は不明である。」と回答しており、申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

また、申立人が当該事業所で同じ業務に従事していたと供述する者は、当該事業所に係る被保険者原票によれば、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い上、同人に照会したものの回答は得られず、当該事業所における厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

さらに、当該事業所に係る被保険者原票により、申立期間当時、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が判明した者6人に照会したところ、回答が得られた5人は、いずれも正社員であったと

供述しており、アルバイト従業員でありながら同保険に加入していた者は確認できないほか、これらの者が申立人と同じ業務に従事する学生アルバイト従業員であったと供述する者二人は、いずれも当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い上、このうち所在が判明した者一人に照会したものの回答は得られず、ほかに当該事業所において、D業務に従事していた学生アルバイト従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いがあったことをうかがわせる事情は見当たらない。

一方、申立人は、「申立期間当時、間違いなく通院しており、学生の身分では健康保険証なしで医者には掛かることはできなかったため、厚生年金保険にも加入していたはずである。」と主張するが、事業所名簿によると、当該事業所は政府管掌健康保険適用事業所ではなく、組合管掌健康保険加入事業所であったことが確認できることから、健康保険の加入と厚生年金保険の加入が一体ではない上、前述の回答者6人のうち1人が、「当時、学生アルバイトも健康保険には加入させていたと思う。」と供述していることを踏まえると、申立人は申立期間において健康保険にのみ加入していたと考えられるものの、A健康保険組合の加入記録を引き継ぐB健康保険組合に照会したところ、「現在、コンピューターで管理している加入記録において申立人の氏名は該当が無く、当時の台帳等も廃棄済みである。」と回答しており、申立人が当該事業所で健康保険に加入していたことを確認することはできなかった。

加えて、当該事業所が加入していたE業厚生年金基金が既に解散していることから、同基金の加入記録を引き継いでいる企業年金連合会に照会したところ、「申立人に係る厚生年金基金の加入記録については、当連合会において管理されていない。」と回答しており、申立人が同基金に加入していたことを確認することはできなかった。

その上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は無い。

なお、当該事業所に係る被保険者原票においては、申立人の氏名は無く、一方、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考えるのは難しい。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 3097

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から34年4月1日まで

昭和33年4月から34年3月末までA社に勤務し、当初はB作業、C作業、D職助手等の現場作業に、33年秋から34年3月まではE作業にそれぞれ従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。同社をいったん退職後、35年2月から再度、E作業のキャップとして勤務した期間については同保険の加入記録が確認できるので、申立期間について加入記録が無いのはおかしい。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に照会したところ、「当社が保管する資料によれば、申立人の在籍期間は昭和35年2月1日から同年11月1日までであり、申立期間において勤務していた形跡は無い。」と回答している上、同社が保管する雇用状況表によれば、昭和33年4月から34年3月までの在籍者の中に申立人の氏名は無いことが確認できる。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚9人については、このうち申立人がD職のキャップであったと供述している者二人は所在が不明であり、F職であったとしている者3人のうち1人は個人を特定することができないことから、これらの者を除く6人に照会したところ、このうち申立人が申立期間当初に従事したB作業のキャップであったとしている者は、「申立人はE作業に従事していた。」と供述しているほか、申立人が一緒に現場作業に従事していたとしている者は、「申立人が勤務していた期間は分からないが、G作業に従事していた。」と供述しており、両人から申立人が申立期間当初に

においてB作業等の現場作業に従事していたことを裏付ける供述は得られなかった。一方、当該同僚6人のうち、申立人が申立期間のうち昭和33年秋以降に従事したE作業においてF職であったとしている者二人のうち一人は、「私はE作業に従事していたが、申立人については記憶がない。」と供述しているほか、他の一人は、「申立人はG作業に従事していたと思うが、勤務期間は分からない。」と供述しており、兩人から申立人が申立期間のうち33年秋以降の期間においてE作業に従事していたことを裏付ける供述は得られなかった。そして、当該同僚6人のうち、申立人が経理事務担当者であったとしている者二人のうち一人は、「50年以上前のことなので、当時のことは記憶していない。」と供述しているほか、他の一人は、「私は、昭和32年2月に入社したが、申立人はその数年後に入社してきたと記憶しており、勤務期間は1年未満であったと思う。」と供述しており、兩人から申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことを裏付ける供述は得られなかった。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)により、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が判明した者16人に照会したところ、回答が得られた12人のうち1人は申立期間においてB作業に従事していたと供述しており、他の5人はE作業又はG作業に従事していたと供述しているものの、当該12人は、いずれも「申立人を知らない。」と供述している上、このうち、当該事業所において昭和33年3月6日に同保険の被保険者資格を取得し、34年9月13日に同資格を喪失したことが確認できる者は、「私はB作業のH職として昭和33年3月から勤務していたが、申立人の名前は全く聞いたことがない。仮に現場が違っていても給料日等に顔を合わせる機会があり、また、申立人の姓は珍しいので、一緒に勤務していれば忘れることはないと思う。」と供述しており、ほかに申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、当該事業所に係る申立期間の被保険者名簿においては、申立人の氏名は無く、一方、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 3098

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 8 月頃から 33 年 8 月 1 日まで  
② 昭和 36 年 5 月 19 日から 37 年 3 月頃まで  
③ 昭和 37 年 12 月 1 日から 39 年 7 月頃まで  
④ 昭和 39 年 8 月頃から 40 年 5 月 1 日まで  
⑤ 昭和 42 年 5 月 1 日から 44 年 3 月 31 日まで

申立期間①は、A社（現在は、B社）に勤務した期間であるが、入社した当初の加入記録が無い。

申立期間②は、申立期間①と同じA社に勤務した期間であるが、退職前の加入記録が無い。

申立期間③は、C社に勤務した期間であるが、退職前の加入記録が無い。

申立期間④は、D社に勤務した期間であるが、入社した当初の加入記録が無い。

申立期間⑤は、E社に勤務した期間であるが、すべての加入記録が無い。年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、A社が保管する社員索引簿（社員の雇用期間を記載したもの）によると、申立人の同社における雇用期間は、昭和 33 年 8 月 1 日から 36 年 5 月 18 日までの期間となっており、健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において確認できる申立人の厚生年金保険被保険者資格記録と一致する。

また、申立期間①及び②当時の事業主は、既に死亡している上、申立人が名前を挙げた同僚二人のうち、一人は連絡先が不明であり、他の一人は入院中であることから、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年

金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、被保険者名簿より、申立期間①又は②において、厚生年金保険の被保険者資格が確認できる同僚 30 人に照会したところ、このうち 19 人から回答を得られたが、これら同僚について、自身が記憶する入社時期と厚生年金保険被保険者資格の取得時期の関係をみると、入社後 1 か月から 16 か月後に被保険者資格を取得していることから、当該事業所では、従業員ごとに異なる取扱いを行っていたことが考えられる。

加えて、上記の同僚 19 人のうち、自身の退職時期を記憶していない 8 人を除いた 11 人について、自身が記憶する退職時期と厚生年金保険被保険者資格の喪失時期の関係をみると、11 人中 10 人が、自身の退職時期と被保険者資格の喪失時期が一致していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間③について、同僚の供述から判断すると、退職日の特定はできないものの、申立人が、申立期間③中において C 社で勤務していた状況はうかがえる。

しかしながら、当該事業所は、被保険者名簿によると、昭和 38 年 2 月 13 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間③のうち、同年 2 月 13 日から 39 年 7 月までの期間は厚生年金保険の適用事業所に該当していない上、商業法人登記簿謄本によると、59 年 12 月 3 日に解散しているほか、当時の事業主とは連絡が取れないことから、申立人の申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、被保険者名簿によると、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日と同日に、当該事業所の厚生年金保険被保険者 87 人中 77 人が同被保険者資格を喪失していることが確認できる上、複数の同僚から、「当時、当該事業所は経営が悪化していた。」との供述があった。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚のうち、唯一連絡が取れた同僚は、「C 社は、私が入社して 1 年後ぐらいの昭和 37 年 12 月頃に倒産した。この時、事務担当者から国民年金に加入するよう言われた。」と供述している。

加えて、被保険者名簿により、申立人が当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を喪失した時期の前後の期間において被保険者資格を喪失していることが確認できる同僚 28 人に照会したところ、このうち 15 人から回答を得られたが、これら同僚について、自身が記憶している退職時期と厚生年金保険被保険者資格の喪失時期の関係をみると、自身の退職時期を記憶していないとする 3 人を除き、いずれの同僚も一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間④について、雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述から判断す

ると、申立人が、申立期間④においてD社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、被保険者名簿によると、当該事業所は昭和39年12月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間④のうち、39年8月から同年12月1日までの期間は厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できる。

また、当該事業所は、被保険者名簿によると、昭和43年2月25日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業法人登記簿謄本によると、49年12月3日に解散しているほか、当時の事業主とは連絡が取れないことから、申立人の申立期間④における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

さらに、申立人は同僚3人の名前を挙げているが、このうち一人は、「昭和39年8月頃、申立人と一緒にD社に入社した。最初は日給で、仕事によっては請負契約であった。入社してから1年後ぐらいに、私と申立人が社長に呼ばれ正社員として採用された。私の同社での厚生年金保険の被保険者資格取得日は、正社員となった日と一致している。また、厚生年金保険に加入するまでは、同保険料は控除されていなかった。」と供述しているところ、被保険者名簿によると、当該同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立人と同日の40年5月1日となっていることが確認できる。

加えて、上記同僚3人のうち、他の一人は、「私は、昭和39年12月にD社で厚生年金保険に加入しており、それまでは、日雇健康保険であった。私の厚生年金保険の加入記録は正しいと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

#### 4 申立期間⑤について、雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間⑤においてE社で勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人が名前を挙げた同僚で、当時、現場の責任者であったとする同僚は、「申立期間⑤当時は、E社が設立されて間もない頃で、現場採用のF職は、失業保険には加入させていたが、厚生年金保険に加入させていなかった。厚生年金保険の加入対象は、通年雇用の正社員のみで、申立人は、現場採用であったことから、厚生年金保険に加入しておらず、保険料も控除されていなかった。」と回答している。

また、被保険者名簿により、申立期間⑤に厚生年金保険被保険者資格が確認できる同僚14人に照会したところ、このうち5人から回答を得られたが、申立人と同じF職の者は確認できない上、これら同僚から、申立人の申立期間⑤における厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述は得ることができなかった。

さらに、当該事業所に係る被保険者名簿を確認したが、申立期間⑤において、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できず、一方、同名簿において

健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものは考え難い。

このほか、申立人の申立期間⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 3099 (事案 1549 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年6月20日から同年11月1日まで  
② 昭和29年10月1日から31年8月30日まで  
③ 昭和32年5月1日から同年5月21日まで  
④ 昭和33年2月27日から34年4月1日まで

昭和28年6月20日から31年8月30日まで、A社に継続して勤務した。また、32年5月1日から34年5月30日まで、B社に継続して勤務した。

これら事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、申立期間の加入記録が無かったため、年金記録を訂正してほしい旨、第三者委員会に申し立てたが訂正の必要がないと通知された。今回、同僚の名前を新たに思い出したことから、再度、申し立てるので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、i)健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によると、A社は、昭和28年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったこと、ii)被保険者名簿から、同社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚10人に照会したところ、このうち9人から回答を得られたが、いずれの同僚からも申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述が得られなかったこと、iii)被保険者名簿によると、申立人は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった同年11月1日と同日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、同名簿に記載されている申立人の被保険者資格喪失日に訂正等の不自然さはみられないことから、既

に当委員会の決定に基づく平成21年11月25日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てにおいて、新たに同僚5人の名前を挙げているものの、これら同僚のうち二人は、前回において照会済みであり、残りの3人は、被保険者名簿において同姓の者が確認できない上、申立人は、これら同僚の姓のみしか記憶していないことから、本人の特定ができず、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、供述を得ることができない。

- 2 申立期間③及び④については、i) 被保険者名簿によると、B社は、昭和32年5月21日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③当時は厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったこと、ii) 被保険者名簿から、同社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚6人に照会したところ、このうち4人から回答を得られたが、いずれの同僚からも申立人の申立期間③及び④における厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述が得られなかったこと、iii) 被保険者名簿によると、申立人は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった32年5月21日と同日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、同名簿に記載されている申立人の被保険者資格喪失日、同再取得日及び同再喪失日に、訂正等の不自然さはみられないことから、既に当委員会の決定に基づく平成21年11月25日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てにおいて、新たに同僚3人の名前を挙げているものの、これら同僚のうち一人は、前回において照会済みであり、他の一人は、被保険者名簿において同姓の者が確認できたが、連絡が取れない上、残りの一人は、被保険者名簿において同姓の者が確認できないほか、申立人は、当該同僚の姓のみしか記憶していないため、本人の特定ができないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、供述を得ることができない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。